

# 広島市

## 道路関係四公団民営化の基本的枠組みについて（回答）

平成 15 年 11 月 28 日付 国道高第 56 号で照会のありました標記の件につきましては、下記の理由により、今回は意見を差し控えさせていただきます。

### 【理由】

- ・ 本市域内の高速自動車国道はすべて完成していること。
- ・ 本市にとって、広域経済圏の活性化のため、広域的ネットワーク上必要な尾道松江線については、別途、国からの意見照会（今後の整備のあり方）に対し、広島県・島根県とも「新直轄方式でもやむを得ない」と回答されていること。